

一般社団法人日本臨床皮膚科医会 定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人日本臨床皮膚科医会（以下、「本会」という）と称する。

(主たる事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

(目的)

第 3 条 本会は、臨床皮膚科の発展普及と社会福祉の増進をはかり、医業の合理化と医療技術の適正評価の実現を期し、さらに会員相互の団結と親睦融和を目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 臨床皮膚科における教育・研究及び医療の発展向上に関する研究・調査・業績の表彰、並びに知識の普及
 2. 医療制度の改善に関する事項の推進
 3. 都道府県皮膚科医会、ブロック皮膚科医会との連携
 4. 公益社団法人日本皮膚科学会及びその他関係諸団体との連絡及び提携
 5. 臨床学術大会、講習会、その他の集会の開催
 6. 機関誌の発行
 7. 皮膚疾患に関する社会啓発事業
 8. その他、本会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については、本邦及び海外において行うことができる。

(公告の方法)

第 5 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 本会の会員は、次の4種とする。

- (1) 正会員 公益社団法人日本皮膚科学会の会員で、主として皮膚科診療に従事しており、本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 特別会員 本会に顕著な功労があった者、又は学識経験者で社員総会において承認された者（特別会員推薦規則）
- (3) 功労会員 年齢満70歳以上で30年以上継続して本会の正会員であり、本会

に対して功労のあった者で、社員総会において承認された者（功労会員推薦規則）

- (4) 賛助会員 本会の目的及び主旨に賛同する個人又は法人若しくはこれに準ずるもので、理事会が認めたもの
- 2 特別会員及び功労会員は、正会員の資格を失うことがないこととする。

(入会)

第 7 条 正会員として入会しようとする者は、その旨を記載した申込書を都道府県皮膚科医会を経て、会長に提出し、理事会もしくは常任理事会の承認を得るものとする。

(会費)

第 8 条 会員は、本会定款施行規則に定める会費を納入しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、特別の事情がある者に対しては、会費免除規則に法りその額を減免することができる（会費免除規則）。

(退会)

第 9 条 会員は、別に定める退会届を会長に提出し、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前に本会に対して予告をするものとする。

- 2 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき
 - (2) 正当な理由がなく会費を3年以上滞納し、かつ催告に応じないとき

(権利)

第 10 条 会員は、本会の業務時間内はいつでも、社員総会議事録又はその写しの閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(除名・戒告)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において4分の3以上の決議により、除名することができる。

- (1) 本会の定款に違反したとき
- (2) 本会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき

- 2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 第1項各号に該当する会員に対し、会長は、理事会の決議を経て戒告をすることができる。

(会費の不返還)

第 12 条 会員がすでに納入した会費は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(開催)

第13条 定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して発する。

(議決権)

第15条 本会の正会員を社員とし、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面による議決権の行使)

第17条 理事会において、会員が書面又は電磁的方法により議決権を行使することができることを定めたときは、会員は議決権行使書面又は電磁的方法をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定により書面又は電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び議長の指名した2名の出席理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事26名以上36名以内

(2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を会長、5名以内を副会長、10名以内を常任理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、常任理事をもって

同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事会によって定める。
- 3 理事及び監事の再任については、これを妨げない

(任期)

第22条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事及び監事の補欠又は増員により選任された理事及び監事の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間と同一とする。

(役員解任)

第23条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長及び副会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長、副会長及び常任理事は常任理事会を構成し、本会の業務を執行する（会務施行規則）。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故がある場合においては、理事会の決議により選定した副会長が会長の職務を代行する。
- 5 前項で選定した副会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めるときは、理事会の決議により、他の副会長がその職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる

(報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として本会から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第 27 条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

- 2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。

第 5 章 顧問及び参与

(顧問)

第 29 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、社員総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は、会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、会長の任期による。

(参与)

第 30 条 本会に参与を置くことができる。

- 2 参与は、社員総会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。
- 3 参与は、会務に参与し、会議に出席して意見を述べるができる。
- 4 参与の任期は、会長の任期による。

第 6 章 理事会及び常任理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行の監督
- (2) 会長、副会長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 9 6 条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 36 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第 9 1 条第 2 項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 会長及び出席した監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(常任理事会)

第 38 条 本会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって構成し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長または他の常任理事が招集する。
- 4 常任理事会は、理事会または会長より付議された事項及び業務を執行するにあたって必要な事項の決定を行う。

第7章 委員会

(委員会の設置)

- 第 39 条 会長は、必要があると認める場合には、理事会の決議を経て、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第8章 基金

(基金の拠出等)

- 第 40 条 本会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第9章 計算

(事業年度)

- 第 41 条 本会の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第 42 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 43 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 44 条 本会は、剰余金の分配を行わない。

第 10 章 事務局及び職員

(事務局の設置等)

第 45 条 本会の事務を処理するため、事務局を置く (会務施行規則)

第 11 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 46 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第 47 条 本会は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3分の2以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 48 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 12 章 附 則

(最初の事業年度)

第 49 条 本会の最初の事業年度は、本会成立の日から令和 8 年 1 月 31 日までとする。

(設立時の役員)

第 50 条 本会の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事並びにその他の役職は、次のとおりとする。

| | |
|-------|--|
| 設立時理事 | 江藤隆史 浅井俊弥 川端康浩 畑康樹 林伸和 矢口均 川嶋利瑞 藤田靖幸 原田研 瀬川郁雄 伊藤薫 星野稔 鳥居秀嗣 早川道郎 加藤篤衛 山川有子 筒井清広 渡辺薫 小西啓介 持田和伸 辻和英 安井宏夫 武岡伸太郎 村上信司 松田哲男 島田辰彦 安部正敏 岩澤うつき 北見周 管析 鈴木洋介 高須博 高山かおる 中捨克輝 服部尚子 藤本智子 |
| 設立時監事 | 江畑俊哉 宮川俊一 |